

経 済 産 業 省

平成19・09・27製局第7号
平成19年10月1日

内閣府沖縄総合事務局経済産業部長 殿

経済産業省製造産業局長

勝者投票券の発売等に関する事務の委託について

競技実施法人、私人又は他の地方公共団体へ委託が可能となっている競輪の施行者に係る事務のうち、車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に係る事務の委託についての考え方は、下記の通りであるので、引き続き各施行者その他関係者に周知を図られたい。

記

- 1 施行者は、地方自治法第243条の規定にかかわらず、自転車競技法（以下「法」という。）第3条に基づき、下記に掲げる事務を競技実施法人、私人又は他の地方公共団体に委託することができる。
 - (1) 車券の発売に伴う代金の収納に係る事務
 - (2) 払戻金及び返還金の支出に係る事務
 - (3) 上記(1)及び(2)に附帯する事務
- 2 自転車競技法施行規則第5条に定める施行者固有事務は、競技実施法人、私人又は他の地方公共団体に委託できない。施行者が管理する中央電子計算機による車券の作成指示、払戻金の額の決定その他の競輪の施行者として最終責任をもつことが必要な事務は、施行者固有事務であり、競技実施法人、私人又は他の地方公共団体

に委託できない。

- 3 施行者が法第3条に基づき、競技実施法人、私人又は他の地方公共団体に車券関連事務を委託した場合において、当該車券作成にかかる技術的な瑕疵その他の委託にかかる事故があった場合には、委託契約に定めるところにより、受託した競技実施法人、私人又は他の地方公共団体が対応する。